

各務原市スポーツ協会事業補助金交付要綱

(平成12年5月10日決裁)

(目的)

第1条 市は、市民がスポーツ活動に参加することにより体力の向上及び健康増進を図るとともに、加盟団体の組織強化を支援するため、予算の範囲内において各務原市スポーツ協会事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 補助事業者は、各務原市スポーツ協会とする。

(補助事業等)

第3条 補助事業の種類及び補助金の交付の対象となる経費（別表において「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

2 補助金の額は、別表に掲げる補助事業の種類ごとに算定した補助金の額を合計した額から収入額（前年度からの繰越金を除く。）を減じた額とする。

3 補助事業者は、旅費その他の支出について、あらかじめ市と協議のうえ支出基準を設けるものとする。

(交付の条件)

第4条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、補助事業の完了した年度の翌年度以降5年間保存しなければならない。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成20年4月1日決裁）

この要綱は、平成20年4月1日から施行し、改正後の各務原市体育協会事業補助金交付要綱の規定は、平成20年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成25年3月29日決裁）

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、改正後の各務原市体育協会事業補助金交付要綱の規定は、平成25年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成27年3月31日決裁）

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第1項第4号及び第4条の規定は、平成26年4月1日以後に資格の取得をした者から適用する。

附 則（平成30年11月1日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の各務原市体育協会事業補助金交付要綱の規定は、平成30年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和2年4月1日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表（第3条関係）

補助事業の種類	補助対象経費	補助金の額
1 各種スポーツ大会の開催及び参加等に関する事業	左欄に掲げる事業を実施するために必要な種目別運営費（市民スポーツ大会の運営に係るものに限る。以下この項において同じ。）、需用費、役員費、旅費、参加費及び食料費	補助対象経費の実支出額（種目別運営費にあつては、1協会（連盟）当たり20,000円（ただし、やむを得ない理由により、市が所有する施設において競技を実施することができないため会場賃借費が必須であり、かつ、大会参加費等で当該会場賃借費を賄うことができない場合に限り、30,000円を限度とする会場賃借費相当額を加算して得た額）を合計した額
2 加盟団体に対する種目別育成補助金の交付に関する事業	左欄に掲げる事業を実施するために必要な補助金	1協会（連盟）当たり40,000円
3 加盟団体に対する選手強化に関する事業	左欄に掲げる事業を実施するために必要な選手強化費	1協会（連盟）当たり15,000円に前年度の県民スポーツ大会の実績により次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を加算して得た額 (1) 1位 50,000円 (2) 2位 30,000円 (3) 3位 15,000円 (4) 4位以下及び予選敗退 5,000円
4 スポーツ指導者育成に関する事業	左欄に掲げる事業を実施するために必要な資格取得助成費	次に掲げる資格の取得に係る講習の受講料及び教材費の額を合算した額に2分の1を乗じて得た額とし、対象者1人につき25,000円を限度とする。ただし、特に市長が必要と認める場合は、この限りでない。 (1) 公益財団法人日本スポーツ協会が認定する競技別指導者（指導員）の資格 (2) 公益財団法人日本障がい者スポーツ協

		会が認定する初級障がい者スポーツ指導員の資格
5 県及び地区体育協会の構成員として行う事業	左欄に掲げる事業を実施するために必要な旅費、参加費及び分担金	補助対象経費の実支出額を合計した額
6 事務局の運営に関する事業	左欄に掲げる事業を実施するために必要な消耗品費、役務費、通信費及び使用料	補助対象経費の実支出額を合計した額

備考

- 1 スポーツ指導者育成に関する事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者（プロスポーツの選手を除く。）とする。
 - (1) 市内に在住し、又は市内の事務所若しくは事業所に勤務する者
 - (2) 各務原市スポーツ協会に加盟する競技団体又は競技連盟（第4号において「団体等」という。）に所属する者
 - (3) 将来にわたって市内でスポーツの指導を行う者
 - (4) 所属する団体等の会長が推薦する者
- 2 スポーツ指導者育成に関する事業に係る補助金の交付は、同一の対象者につき3回を限度とする。